



木津川市  
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き



木津川市

関連する SDGs のゴール



## 目 次

1. はじめに
2. 木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について
3. 宣誓することができる方
4. 宣誓の手続きの流れ
5. 宣誓に必要なもの
6. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の交付
7. 宣誓証明書等記載事項の変更
8. 宣誓証明書等の再交付
9. 宣誓証明書等の返還
10. 子の氏名の削除
11. パートナーシップの宣誓の継続
12. よくある質問Q&A

〔事前予約・受付手続窓口〕

### 木津川市 市民環境部 人権推進課

- 住所 〒619-0286  
木津川市木津南垣外 110-9
- 電話 0774-75-1217（直通）
- Fax 0774-72-3900
- Mail [jinken@city.kizugawa.lg.jp](mailto:jinken@city.kizugawa.lg.jp)



## 1. はじめに

木津川市では、ソジエ(SOGIE：性的指向や性自認、性表現)にかかわらず、すべての市民が互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生き、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。

「ソジエ(SOGIE)」は特定の人を指す言葉ではなく、すべての人の性的指向(どんな性別を好きになるか)、性自認(自分はどんな性別だと思っているか)、性表現(どんな性別の服装や髪形を望んでいるか、自分を何と呼ぶかなど)を表す言葉です。

この制度の導入によって、誰もが人生のパートナーとして、あるいは家族として安心して自分らしく生活ができるよう、性的指向や性自認に対する偏見や差別解消を図りながら、性の多様性に対する社会的理解を促進することで共生社会の実現に努めます。

## 2. 木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

性別等にかかわらず、互いを人生のパートナーとして日常の生活において協力し合うことを約束した二人が、パートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、市が宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。

また、二人に子どもや親(養子・養親を含む)がいる場合、ファミリーシップを宣誓することもできます。

この制度は、婚姻とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、市が応援する取組みであり、市民や事業者の理解が広がるよう啓発活動を推進するものです。

### パートナーシップの宣誓

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティ(性的少数者)である二人の関係のことを「パートナーシップ」といいます。宣誓とはパートナーシップにある者同士が、互いのパートナーであることを誓うことといいます。

### ファミリーシップの宣誓

パートナーシップにある者同士が、生計を一にする子(養子を含む)又は親(養親を含む)について、相互に協力する家族関係であることを誓うことを行います。

### 3. 宣誓することができる方

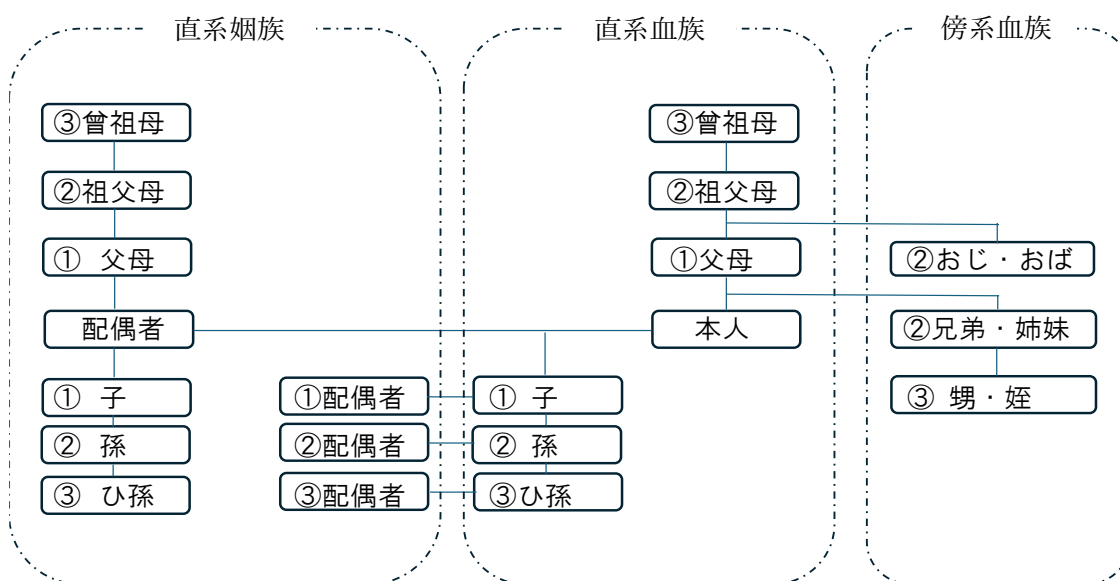
互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人で、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

- ◆双方が宣誓を行う当日において民法上の成人に達していること。
- ◆少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は3か月以内に市内への転入を予定していること。
- ◆双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は他のパートナーシップ関係にある者がいないこと。
- ◆宣誓をしようとする者同士が近親者※（民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係をいう）でないこと。（宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている場合を除く。）
- ◆ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、対象とする子（15歳未満の子を除く）や親の同意が得られていること。

□子や親は、パートナーシップにあるいずれかの者の近親者であり、生計が同一であること。

□未成年の子どもについては、原則として同居していることが要件となります。

※届出ができない関係（近親者）



## 4. 宣誓の手続きの流れ

- ◆「窓口」又は「郵送」で届出できます。

### (1)「窓口」の場合

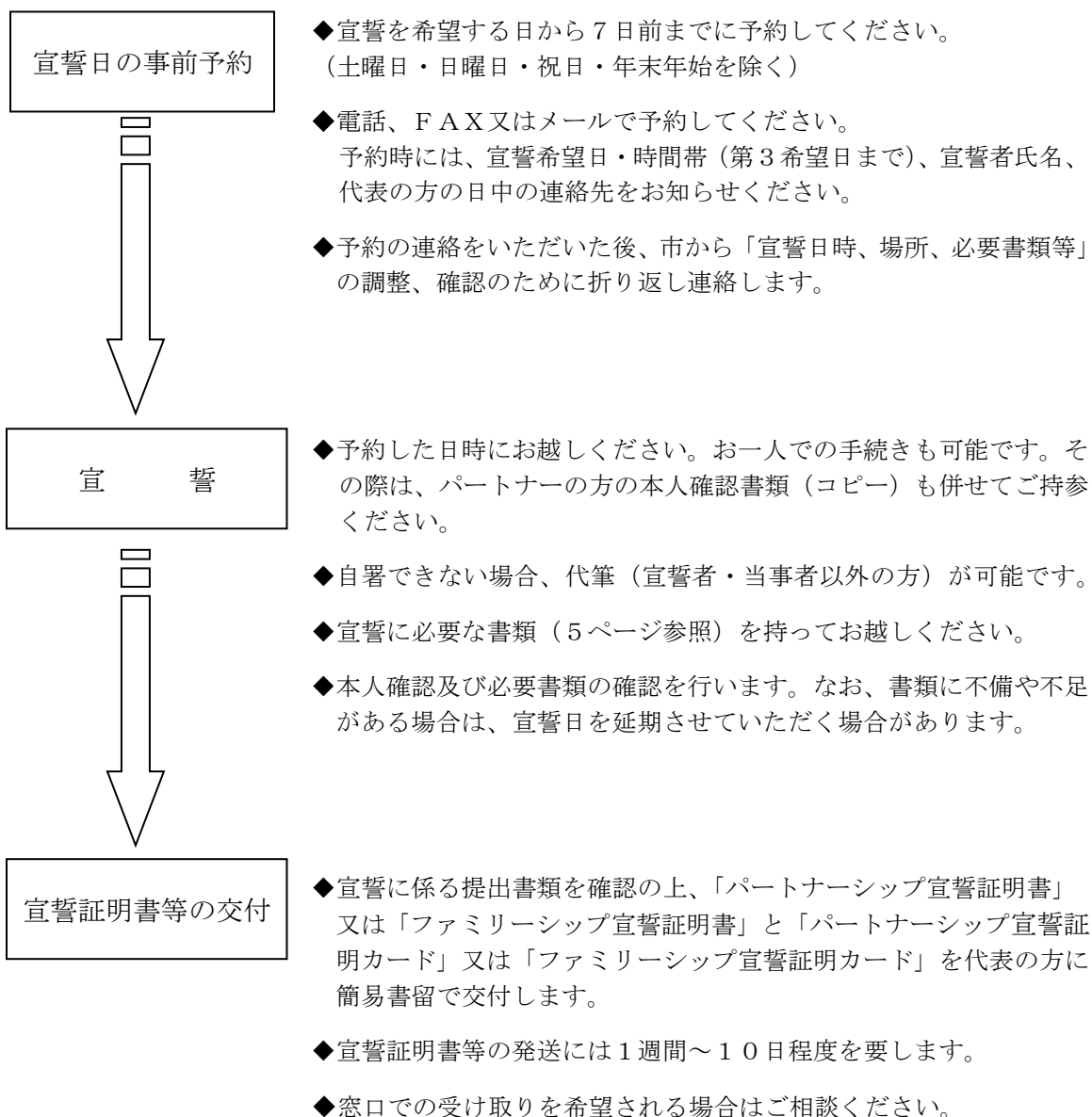
#### 予約先

木津川市 市民環境部 人権推進課（市役所3階）

電話：0774-75-1217（8時30分～17時15分）（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

FAX：0774-72-3900

電子メール：jinken@city.kizugawa.lg.jp



(2)「郵送」の場合

**送付先**

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9  
木津川市役所 人権推進課あて (親展)と記入ください)

発送日の連絡

- ◆電話、FAX又はメールなどで発送日、発送者、連絡先をお知らせください。

書類の発送

- ◆上記住所へ宣誓に必要な書類(5ページ参照)及び二人の本人確認書類(コピー)を同封し、郵送してください。なお、書類に不備や不足がある場合は、受付することができませんので、ご注意ください。

宣誓証明書等の交付

- ◆宣誓に係る提出書類を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」又は「ファミリーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」又は「ファミリーシップ宣誓証明カード」を代表の方に簡易書留で交付します。
- ◆宣誓証明書等の発送には受付から1週間～10日程度を要します。
- ◆窓口での受け取りを希望される場合はご相談ください。

## 5. 宣誓に必要なもの

◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に際し必要な書類等は以下のとおりです。

〔必要書類〕

必要な書類等	備 考	チェック
宣誓書	【別記様式第1号】 ・二人それぞれが署名の上、提出してください。（自ら署名できない場合は、宣誓予定者の立会いのもとで代筆も可能です。）	<input type="checkbox"/>
確認書	【別記様式第2号】	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	・3か月以内に発行されたもの。 ・本籍、続柄、個人番号の記載は不要です。 ・同一世帯の場合は1通で構いません。	<input type="checkbox"/>
（市外在住の方のみ） 転入予定であることがわかる書類	・転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等 ※後日、転入後の住民票の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>
独身であることを証明する書類	独身証明書又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ・外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文。	<input type="checkbox"/>
（ファミリーシップ宣誓の方のみ） ・同意書 ・子等については近親者であり、かつ生計同一であることがわかる書類	【別記様式第2号】 ・ファミリーシップの対象となる子等の自署による同意書が必要です。（自署が困難な場合は、代筆でも構いません。また、15歳未満の子については同意書は不要です。）  ・子等を含めた宣誓をする場合は、子等との関係が確認できる書類（戸籍抄本など）及び生計が同一であることを証明する書類が必要です。	<input type="checkbox"/>
（通称名を使用する方のみ） 日常的に通称名を使用していることがわかるもの	勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等	<input type="checkbox"/>
本人確認書類	次のいずれかを提示してください。 ■1点の提示でよいもの 個人番号カード（マイナンバーカード）・旅券（パスポート）・運転免許証・在留カード等官公署が発行した顔写真付き証明書 ■2点以上の提示が必要となるもの 健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等の本人確認ができる証明書等	<input type="checkbox"/>

## 6. パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓証明書」1枚と「パートナーシップ又はファミリーシップ宣誓証明カード」2枚を交付します。

### ◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（A4 サイズ）

第 号  
年 月 日



木津川市パートナーシップ宣誓証明書

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

木津川市長 



PARTNERSHIP & FAMILYSHIP

第 号  
年 月 日



木津川市ファミリーシップ宣誓証明書

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

ファミリーシップ対象者氏名      ファミリーシップ対象者氏名

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるご家族のご多幸を祈念いたします。


木津川市長 



PARTNERSHIP & FAMILYSHIP

### ◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（縦 55 mm×横 91 mm）

（表面）

 木津川市パートナーシップ宣誓証明カード


第 号

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

宣誓日 年 月 日

木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日  
木津川市長



PARTNERSHIP & FAMILYSHIP

（裏面）

**証明カードの提示を受けられた方へ**

木津川市では、すべての市民が互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生き、多様性を認め合えることができる社会の実現をめざし、木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。


本制度は法的効力を生じさせるものではありませんが、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

\_\_\_\_\_  
備考（表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載いたします。）

\_\_\_\_\_

（表面）

 木津川市ファミリーシップ宣誓証明カード


第 号

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

宣誓日 年 月 日

木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日  
木津川市長



PARTNERSHIP & FAMILYSHIP

（裏面）

**証明カードの提示を受けられた方へ**

木津川市では、すべての市民が互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生き、多様性を認め合えることができる社会の実現をめざし、木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。

本制度は法的効力を生じさせるものではありませんが、本制度の趣旨を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

＜ファミリーシップ宣誓対象者氏名＞      ＜ファミリーシップ宣誓対象者氏名＞

\_\_\_\_\_  
備考（表面に通称名を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載いたします。）

\_\_\_\_\_



## 7. 宣誓証明書等記載事項の変更

宣誓書に記載した内容に変更があったときは、木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等記載事項変更届を提出してください。変更後の証明書を交付します。

### ◆変更の内容

- ①氏名や通称名、住所を変更したとき
- ②ファミリーシップ対象者の追加または削除があったとき

### ◆提出書類

- ①木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等記載事項変更届  
【別記様式第7号】
- ②変更内容がわかるもの
  - ・住民票の写し
  - ・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの（5ページ参照）
  - ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）〔※ファミリーシップ宣誓の方のみ〕
- ③交付済みの証明書等

### ◆必要書類

本人確認書類（5ページ参照）

## 8. 宣誓証明書等の再交付

証明書等を紛失、毀損、汚損などしたときは、再交付の申請ができます。

### ◆提出書類

木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書  
【別記様式第8号】

### ◆必要書類

本人確認書類（5ページ参照）

## 9. 宣誓証明書等の返還

次の場合は、木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届を提出し、証明書等を返還してください。

### ◆証明書等の返還が必要なとき

- ①パートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき
- ②宣誓者の一方が死亡されたとき
- ③宣誓者が双方ともに市外へ転出した場合

※木津川市と連携協定を締結している自治体に転出し、当該自治体の長に対して、宣誓継続を申し出る場合を除きます。

### ◆提出書類

- ①木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届【別記様式第9号】
- ②交付済みの証明書等

### ◆必要書類

本人確認書類（5ページ参照）

## 10. 子の氏名の削除

15歳に達したファミリーシップの対象者は、木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書を提出し、証明書等から氏名の削除ができます。

### ◆子の氏名の削除

15歳に達した日以降に申立をしたとき

### ◆提出書類

- ①木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書【別記様式第10号】
- ②交付済みの証明書等

### ◆必要書類

本人確認書類（5ページ参照）

※提出書類において、公簿等により事実が確認できる場合は、省略することができる場合があります。

## 11. パートナーシップの宣誓の継続

木津川市とパートナーシップに係る制度の連携に関する協定を締結した自治体に転出する場合、所定の手続きを行うことで、パートナーシップ宣誓の効果を継続することができます。

協定締結先の自治体については、市ホームページ「連携協定締結先自治体一覧」からご確認ください。

### (1) 木津川市から協定自治体へ転出する場合

- ① 人権推進課窓口へ「パートナーシップ宣誓継続申告書」を提出してください。  
(継続申告書の写しをお渡しします。)

※転出先での手続きの詳細については、各自治体の担当窓口にお問い合わせください。

### (2) 協定自治体から木津川市へ転入する場合

窓口でのお手続き	郵送でのお手続き
① 電話・メール・FAXなどで <u>継続手続きを実施する日時</u> を予約してください。	① 電話・メール・FAXなどで <u>必要書類を発送する日時</u> を予約してください。
② 予約した日時に、以下の必要書類を持って人権推進課窓口（又は事前連絡場所）へお越しください。	② 以下の書類を4ページに記載されている宛先に発送してください。
③ 木津川市の証明書等を代表者様に簡易書留で交付します。 ※宣誓証明書等の発送には書類の提出から1週間～10日程度を要します。 ※窓口での受け取りを希望される場合はご相談ください。	

#### ◆木津川市に提出する書類

- ・転入前自治体で交付された証明書、パートナーシップ宣誓継続申告書の写し等
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（木津川市の様式）
- ・住民票の写し
- ・本人確認書類（5ページ参照）

## 12. よくある質問Q&A

Q パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、どのようなものですか。

A 民法で定められた婚姻制度を利用できない二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを市に宣誓し、市がパートナーシップ関係にある事実を証明する制度です。(パートナーシップ)

また、パートナーとなる方に子どもや親がいる場合、家族としての関係性についても宣誓することができます。(ファミリーシップ)

婚姻は、相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など、様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、木津川市の要綱に基づき実施するものであり、法律上の効力が発生するものではありません。

Q 法律上の効力がないのに、なぜ制度を実施するのですか。

A 本制度の実施により、市では二人のパートナー関係や家族としての関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止め、日常生活において感じる不安や生きづらさの解消を図ります。また、多様な性のあり方についての社会的理解が進み、誰もが人生のパートナーとして、あるいは家族として安心して自分らしく生活することができ、多様な生き方が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q 同性婚制度とは違うのですか。

A 海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q 外国籍でも宣誓できますか。

A 対象要件に該当する場合は宣誓できます。宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など、現に婚姻していないことを確認できる書類（日本語訳を添付）を提出してください。

Q 事実婚でも宣誓できますか。

A 事実婚の人は、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方が直面している性的指向や性自認に対する偏見や差別等の課題などとは性質が異なると認識しています。本制度は、性的マイノリティであることによる生きづらさや不利益な取扱いを少しでも軽減することを目的として人権尊重の観点から導入するものであり、現時点では事実婚の状態にある方は宣誓の対象とはしていません。

Q 養子縁組をしていますが、パートナーシップの宣誓はできますか。

A お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ、パートナーシップの宣誓が可能です。

Q 同居していない場合は宣誓できませんか。

A 宣誓できます。同居は要件には含まれていません。

Q 宣誓時は通称名を使用できますか。

A 外国人の方や性別への違和感などにより通称名をお使いの方は、通称名を使用できます。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書には、他の提出書類（戸籍等）に記載されている氏名を記入する必要があります。

Q 郵送による手続きは可能ですか。

A 事前の宣誓書類の提出は、窓口持参のほか郵送でも可能です。宣誓に係る提出書類を確認後、「パートナーシップ宣誓証明書」又は「ファミリーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」又は「ファミリーシップ宣誓証明カード」を代表者様に簡易書留で交付します。窓口での受け取りを希望される場合は、ご相談ください。

Q プライバシーは守られますか。

A 提出書類やその記載内容等に関する個人情報の保護は徹底して守ります。また、宣誓制度利用に際し、プライバシー保護のため個室対応も可能ですので、希望される場合は電話等による事前予約の際にその旨お伝えください。

Q 土・日・祝日に宣誓することはできますか。

A 原則、対応は平日（年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分までとなります。

Q 宣誓に費用はかかりますか。

A パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の発行に費用はかかりませんが、宣誓の際に必要な提出書類の発行手数料は自己負担となります。

Q パートナーシップ・ファミリーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか。

A パートナーシップ・ファミリーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書またはファミリーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カードまたはファミリーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

Q 木津川市外に転出する場合は、どうしたらよいですか。

A ①市外に転出する場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」又は「ファミリーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」又は「ファミリーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

②協定自治体へ転出し、パートナーシップ宣誓の継続を希望する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書」を提出してください。継続申告書の写しをお渡しします。継続を希望しない場合の手続きについては、①のとおりです。

Q パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携とは何ですか。

A 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体間での住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ることを目的とし、連携協定している自治体（以下、協定自治体）から本市へ転入、又は協定自治体へ本市から転出した場合に、簡易な手続きで宣誓証明書を交付するものです。

本市においては、協定自治体で交付された証明書やパートナーシップ宣誓継続申告書の写し等を提示し、本市様式の継続申告書に署名いただくだけで、宣誓証明書等を発行します。ただし、宣誓者のいずれか一方が本市の市民であることを証明する住民票の写しと本人確認書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、本市から転出する場合、継続申告があったことを協定自治体に通知されますので、予めご了承ください。



木津川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き

2024年（令和6年）8月発行

木津川市 市民環境部 人権推進課

- 電話 0774-75-1217（直通）
- Fax 0774-72-3900
- Mail [jinken@city.kizugawa.lg.jp](mailto:jinken@city.kizugawa.lg.jp)

